



e-AMANO

住宅ローン控除申告において

管理者特権編集を行う

住宅ローン控除申告において 管理者特権編集を行う

住宅借入金等特別控除申請の中で、以下のケースは e-AMANO で対応していません。

ただし、必要に応じて「管理者特権編集」機能を使用し、ご自身で算出した手計算の結果をご入力頂くことは可能です。

従業員の方から住宅借入金等特別控除証明書や年末残高証明書を提出して頂き、処理をお願いいたします。

- ・震災特例法の適用を受ける場合
- ・認定低炭素住宅に係る場合
- ・特定の増改築等に係る場合
(居住用家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事を含む増改築等)
- ・住宅借入金等特別控除証明書が 2 枚以上ある場合
- ・住宅借入金等の内訳が「住宅のみ」「土地等のみ」「住宅及び土地等」の 3 種の区分を設定した場合及び「増改築」「土地のみ」「住宅及び土地」の 3 種の区分を設定した場合
- ・家屋と土地等の居住用割合が異なる場合 →後述の■補足をご参照ください。
(例:家屋の割合は 100%、土地等の割合が 90%の時など)
※ただし家屋の割合は 100%、土地等の割合が 0%(家屋と土地等の割合が逆でも可)の時は e-AMANO で対応しておりますので、従業員の方による登録が可能です。
- ・増改築が 2 回以上の場合(住宅借入金等特別控除適用数=3 以上の処理)
※こちらにつきましては手計算の結果をご入力頂くことは可能ですが、住宅借入金等特別控除適用数がシステム上、2 までしかご登録頂けません。
その為、e-AMANO では 1 または 2 でご登録頂き、給与支払報告書の作成の際にはご使用の給与システム側で適用数を直接ご入力(修正)頂く必要がございます。
- ・年調調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書の(証明事項)の【家屋又は土地等の取得対価の額(ロ)】が 2 段ある場合

管理者特権編集が必要になるケースに該当した場合、従業員側の申請画面では下記のような表示がされます。

例 1)住宅借入金等特別控除証明書が2枚以上ある場合

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力 27.確認 ..28

住宅ローン控除申告有無について教えてください

住宅借入金等特別控除証明書は2枚以上ありますか？

はい いいえ

住宅借入金等特別控除証明書が2枚以上ある場合は、従業員では処理を行うことができません。
住宅借入金等特別控除証明書の電子ファイルと、年末残高証明書の電子ファイルを所持している場合は
添付ファイル-[ファイルを選択]ボタンからファイルを添付してください。

例 2) e-AMANO で対応していない年末残高・取得対価・居住割合・連帯債務割合の組み合わせが
入力された場合

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力 27.確認 ..28

住宅ローン控除申告有無について教えてください

～省略～

備考

備考

e-AMANOで対応していない年末残高・取得対価・居住割合・連帯債務割合の組み合わせが入力されました。正しく控除額が計算されていない可能性があるため、控除額の確認をお願いします。控除額が正しくない場合、もしくは分からない場合は年末調整担当者にご確認ください。

戻る 次へ

管理者が申請代行で入力中に管理者特権編集が必要になるケースに該当した場合、
下記のような表示がされます。

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力

27.確認

..28

管理者特権編集

住宅ローン控除申告有無について教えてください

～省略～

備考

備考

e-AMANOで対応していないケースの入力がされました。従業員の方から提出して頂いた書類を基に手計算をして頂き、その結果を管理者特権モードに切り替えて入力してください。

戻る

次へ

管理者特権編集の手順

- ①管理者側で<<26.住宅ローン控除申告入力>>画面を開きます。
画面右上にある「管理者特権編集」ボタンを押下します。

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力 27.確認 ..28

管理者特権編集

住宅ローン控除申告有無について教えてください

住宅借入金等特別控除証明書は2枚以上ありますか？

はい いいえ

住宅借入金等特別控除証明書が2枚以上ある場合は、e-AMANOでは処理を行うことができません。

お手数ですが、下記手順で操作を行い、手入力してください。

- ①「住宅借入金等特別控除証明書は2枚以上ありますか?」の選択肢を「いいえ」にしてください。
- ②1つ目の住宅借入金等特別控除証明書ファイルをインポートし、表示された内容を画面キャプチャ(PrintScreen)等で出力内容を控えてください。
- ③「手入力に戻す」ボタンを押下してください。
- ④2つ目の住宅借入金等特別控除証明書ファイルをインポートし、表示された内容を画面キャプチャ(PrintScreen)等で出力内容を控えてください。
- ⑤「手入力に戻す」ボタンを押下してください。
- ⑥管理者特権編集ボタンを押下してください。
- ⑦控えた情報を基に、手入力してください。



- ②管理者特権編集の確認画面が表示されますので、「実行する」ボタンを押下してください。

管理者特権編集を
実行しますか？

閉じる 実行する



- ③管理者特権編集が可能になります。
控除額計算結果などの通常は修正できない項目を含めた、全ての項目の手入力が可能となります。

年末調整申請

26.住宅ローン控除申告入力 27.確認 ..28

管理者特権編集を開始しました

手入力に戻す

住宅ローン控除申告有無について教えてください

■補足

e-AMANO は年末残高が「住宅及び土地等」であり、

[対価が「家屋」と「土地等」の2種類あって居住割合が異なるケース](#)に対応しておりません。

その為、ご自身で計算をして算出した値を e-AMANO へ手入力いただく必要がございます。

取得対価「家屋」の割合が 100%、取得対価「土地等」の割合が 50% の場合の例を基に計算式と計算例を記載いたしますので、以下をご参照ください。

居住割合が異なる際の計算方法

<<平成 30 年までのフォーマットの申告書画面イメージ>>

平成 30 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印

(この申告書は、年間所得の見積額が 3,000 万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社		(フリガナ)	あなたの氏名	国税太郎
給与の支払者の法人番号			あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×××××	
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇区〇〇×××××				

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算		
	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	項目	金額等	
新築又は購入に係る借入金等の年末残高			19,750,000	増改築等に係る借入金等の年末残高	④	
家屋又は土地等の取得対価の額	② 10,000,000	12,500,000	22,500,000	増改築等の費用の額	⑦	
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③ 70.00 <small>(下の①)円 / (下の②)円 = 100</small>	80.00 <small>(下の②)円 / (下の③)円 = 100</small>	100 <small>(備考の(注1)参照)</small>	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	⑧	
取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)			19,750,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑦と⑧の少ない方)	⑨	
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)			19,750,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	⑩	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	19,750,000		年間所得の見積額	8,800,000	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	39,500,000
特定増改築等の費用の額(備考の(注2)参照)			備考 私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高 39,500,000 円のうち 19,750,000 円を負担することとしています。 〇〇市△△町××××× 国税奉子 勤務先 〇〇区〇〇××××× 〇〇株式会社			
特定増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑪と⑫の少ない方)(備考の(注2)参照)			(注1) ③種の③の記入に当たっては、③種の②の割合と④種の②の割合や⑤種の②の割合が、同じ割合は③種の③の割合又は④種の割合を書き、異なる場合は「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。 (注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けたい方は、⑩種及び⑪種の記入の必要はありません。			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑪×1%)	197,500					

〇 この申告書及び証明書は、平成 30 年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出していただくこと。

③ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
 ④ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等証明書」の添付が必要です。
 ⑤ 下の証明書は、切り離さないでください。

平成 30 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×××××

左記の方が、平成 29 年分の所得税について次のとおり (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 30 年 10 月 16 日

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇 目

国税 太郎 様

新築又は購入した家屋に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項目	家屋	土地等	項目	増改築等	項目	増改築等	項目
居住開始年月日	平成 29 年 7 月 24 日 (特定)		居住開始年月日	年 月 日			
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000	増改築等の費用の額				
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	70.00	80.00	⑦のうち居住用部分の費用の額				
③又は④のうち居住用部分の床面積又は面積	70.00	80.00	特定増改築等の費用の額				
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額				200,000

(平成 29 年中居住者用)

申告書の③には、下部の証明書の[ハ][ニ][へ][ト]の面積及びその割合を記入します。

(割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。割合が90%以上の時は100%を記載します)

[Cの③]は、[Aの③]の割合と[Bの③]の割合や、[⑧]の割合と[Bの③]の割合が同じ場合は、その割合を記入します。

異なる場合は、[Cの③]は空白とし、[Cの⑤]へ、下記の算式の[i]と[ii]の金額の合計額を記入します。

[i]

$$[Cの④]の金額(円) \times \frac{[Aの②]または[⑦]の金額(円)}{[Cの②]の金額(円)} \times [Aの③]または[⑧]の割合(\%) = [\quad]円$$

[ii]

$$[Cの④]の金額(円) \times \frac{[Bの②]の金額(円)}{[Cの②]の金額(円)} \times [Bの③]の割合(\%) = [\quad]円$$

<<e-AMANO 画面の該当箇所>>

新築又は購入した家屋に係る事項

令和5年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

① 「家屋の総床面積又は土地等の総床面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合」が「住宅のみ」と「土地のみ」で異なる場合はe-AMANOで対応しておりませんので、年末調整担当者にご確認ください

居住開始年月日 必須 平成27年04月01日

項目	家屋	土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10000000 円	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 12500000 円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 70.00 m2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 80.00 m2
ハ又はへのうち居住用部分の床面積又は面積	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 70.00 m2	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 80.00 m2

住宅借入金等特別控除区分 必須

① 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は[こちら](#)

以下は、[新築又は購入した家屋に係る事項]欄で入力した値を基に算出しています

	住宅のみ Aの②、口	土地のみ Bの②、ホ	住宅及び土地等 Cの②、口+ホ
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000 円	12,500,000 円	22,500,000 円
家屋の総床面積又は土地等の総床面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	100 % Aの③、ニ÷	100 % Bの③、ト÷へ	100 %
取得対価の額に係る借入金等の年末残高			19,750,000 円 Cの④
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高			19,750,000 円

～続き～

増改築した部分に係る事項

令和5年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

居住開始年月日 必須 平成28年10月01日

増改築等の費用の額 リ 円 ⑦、リ

リのうち居住用部分の費用の額 又 円 又

特定増改築等の費用の額 ル 円

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 フ 円

住宅借入金等特別控除区分 必須 ▼

① 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は[こちら](#)

以下は、[増改築した部分に係る事項]欄で入力した値を基に算出しています

増改築等の費用の額	5,000,000 円	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	100 % ⑧、又÷リ
増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高	0 円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高	0 円

例1: 取得対価は「住宅のみ」と「土地等のみ」、年末残高は「住宅及び土地等のみ」

■住宅借入金等特別控除証明書

項目	家屋	土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	口: 20,000,000 円	ホ: 10,000,000 円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	ハ: 70m2	ヘ: 100m2
ハ又はへのうち居住用部分の床面積又は面積	ニ: 70m2	ト: 50 m2

■住宅借入金等特別控除申告書

項目	㉑住宅のみ	㉒土地等のみ	㉓住宅及び土地等のみ
① 新築又は購入に係る借入金等の年末残高	-	-	15,000,000 円
② 家屋又は土地等の取得対価の額	20,000,000 円	10,000,000 円	30,000,000 円
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	100%	50%	ブランク
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高	-	-	15,000,000 円

[i]

$$15,000,000 \text{ 円} \times \frac{20,000,000 \text{ 円}}{30,000,000 \text{ 円}} \times 100\% = 10,000,000 \text{ 円}$$

[ii]

$$15,000,000 \text{ 円} \times \frac{10,000,000 \text{ 円}}{30,000,000 \text{ 円}} \times 50\% = 2,500,000 \text{ 円}$$

$$10,000,000 \text{ 円} + 2,500,000 \text{ 円} = 12,500,000 \text{ 円}$$



■住宅借入金等特別控除申告書

項目	①住宅のみ	②土地等のみ	③住宅及び土地等のみ
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高	-	-	12,500,000 円

例 2: 取得対価は「住宅のみ」と「土地等のみ」、年末残高は「住宅及び土地等のみ」

■住宅借入金等特別控除証明書

項目	家屋	土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	口: 20,000,000 円	ホ: -
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	ハ: 100m ²	ヘ: -
ハ又はへのうち居住用部分の床面積又は面積	ニ: 50m ²	ト: -

■住宅借入金等特別控除申告書

項目	①住宅のみ	②土地等のみ	③住宅及び土地等のみ
① 新築又は購入に係る借入金等の年末残高	-	-	12,000,000 円
② 家屋又は土地等の取得対価の額	-	-	20,000,000 円
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	50%	- 同じ割合になります	50%
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高	-	-	12,000,000 円



■住宅借入金等特別控除申告書

項目	①住宅のみ	②土地等のみ	③住宅及び土地等のみ
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高	-	-	6,000,000 円

<<平成 31 年(令和元年)以降のフォーマットの申告書画面イメージ>>

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

令和 3 年分

〇〇 税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	<small>住所主の氏名及びあなたとの続柄(国税太郎・本人)</small> 国税 太郎
	給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×
	給与の支払者の所在地(住所)	〇〇区〇〇×-×-×		

年末調整の際、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算
	㊤ 住宅のみ	㊦ 土地等のみ	㊧ 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	円	円	円 39,500,000	円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	円	円	円 (50.00 %) 19,750,000	円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	円	円	円 ②と(③+④)又は(⑤+⑥)の少ない方 19,750,000	円
③ × 「居住用割合」	円	円	円 (100.0 %) (注1) 19,750,000	円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	円 (最高 4,000万円) 19,750,000	年間所得の見積額 (3,000万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円 8,800,000	
特定増改築等の費用の額(注2)	円	(備考)		
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(④と⑥の少ない方)(注2)	円 (最高 万円)			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑤×1%)	円 (100円未満の繰上省略) (最高 400,000円) 197,500	重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(注3)	円 (100円未満の繰上省略) 00	

令和 3 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×-××-×

国税 太郎 様

令和 3 年 〇 月 〇 日

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

(証明事項) (令和2年中居住者用)

㊨ 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合	取得対価等の額	居住用割合	連帯債務割合
(特別特定) 令和2年〇月〇日	円 11,000,000	% 100.0	% 50.00	円 12,500,000	% 100.0	% 50.00

㊩ 居住開始年月日	増改築等に関する事項				㊪ 特例期間(11年目～13年目)(※)における控除減額額
	増改築等の費用の額	特定増改築等の費用の額	居住用割合	連帯債務割合	
年 月 日	円	円	%	%	(※) 年分～ 年分 円

(備考) 適用開始年の控除額 200,000 円 各年の控除額の計算の趣意、この金額を上回ることはありません。 ※各年の控除額ではありませんのでご注意ください。

〇〇 この申告書及び証明書は、令和3年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時まで保存し、給与の支払者に提出してください。なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することはありません。

[Aの④の居住用割合]と[Bの④の居住用割合]、または[Cの④の居住用割合]と[Bの④の居住用割合]が異なる場合

下記の算式の[i]と[ii]の割合の合計を[Cの④]のかっこ内へ記入します。

(割合は小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて記入します。)

$$\frac{[\text{i}]}{[\text{ロ}]\text{の金額または}[\text{リ}]\text{の金額(円)}} \times [\text{ハ}]\text{または}[\text{ル}]\text{の割合(\%)} = [\text{ }] \%$$

$$\frac{[\text{ii}]}{[\text{ロ}]\text{の金額または}[\text{リ}]\text{の金額}+[\text{ホ}]\text{の金額(円)}} \times [\text{ヘ}]\text{の割合(\%)} = [\text{ }] \%$$

<<e-AMANO 画面の該当箇所>>

新築又は購入した家屋に係る事項

令和5年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

① 「居住用割合」が「家屋」と「土地等」で異なる場合はe-AMANOで対応しておりませんので、年末調整担当者にご確認ください

居住開始年月日 必須 令和2年04月01日

項目	家屋	土地等
家屋又は土地等の取得対価の額	□ <input type="text" value="10000000"/> 円	ホ <input type="text" value="12500000"/> 円
居住用割合	Ⓐの④、ハ <input type="text" value="100.00"/> %	Ⓑの④、ヘ <input type="text" value="100.00"/> %

住宅借入金等特別控除区分 必須 ▼

② 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は[こちら](#)

増改築した部分に係る事項

令和5年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

居住開始年月日 必須 令和3年04月01日

増改築等の費用の額 リ 円

特定増改築等の費用の額 ヌ 円

居住用割合 (増改築等) Ⓓの④、ル %

住宅借入金等特別控除区分 必須 ▼

③ 住宅借入金等特別控除区分を選択します。お手元の住宅借入金等特別控除証明書をご確認ください。詳細は[こちら](#)

例1:取得対価は「住宅のみ」と「土地等のみ」、年末残高は「住宅及び土地等のみ」

■住宅借入金等特別控除証明書

項目	家屋	土地等
家屋／土地等の取得対価の額	口: 30,000,000 円	ホ: 10,000,000 円
家屋／土地等居住割合	ハ: 100%	ヘ: 50%

■住宅借入金等特別控除申告書

項目	㉠住宅のみ	㉡土地等のみ	㉢住宅及び土地等のみ
① 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	-	-	20,000,000 円
② 住宅借入金等の年末残高	-	-	20,000,000 円
③ ②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額 のいずれか少ない方の金額	-	-	20,000,000 円
④ ③x[居住用割合]	100%/-	50%/-	

[i]

$$\frac{30,000,000 \text{ 円}}{30,000,000 \text{ 円} + 10,000,000 \text{ 円}} \times 100\% = 75\%$$

[ii]

$$\frac{10,000,000 \text{ 円}}{30,000,000 \text{ 円} + 10,000,000 \text{ 円}} \times 50\% = 12.5\%$$

$$75\% + 12.5\% = 87.5\%$$

$$20,000,000 \text{ 円} \times 87.5\% = 17,500,000 \text{ 円}$$



■住宅借入金等特別控除申告書

項目	㉠住宅のみ	㉡土地等のみ	㉢住宅及び土地等のみ
④ ③x[居住用割合]	100%/-	50%/-	87.5% / 17,500,000 円
⑤ 住宅購入等の年末残高等	-	-	17,500,000 円



承認画面上で「管理者特権編集」ボタンを押下しますと控除額計算欄が手修正可能になりますので、こちらへ計算結果を入力します。

控除額計算				
以下は、入力した値を基に算出しています				
項目	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
①「新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高」	0 円	0 円	12000000 円	0 円
「①内の連帯債務による借入金の額」	0 円	0 円	0 円	0 円
②「住宅借入金等の年末残高」	0 円	0 円	12000000 円	0 円
「②の連帯債務割合」	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
③「②と証明事項の取得対価の額または増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額」	0 円	0 円	20000000 円	0 円
「④の居住割合」	100.00%	50.00%	87.50%	0.00%
④「③×居住割合」	0 円	0 円	17500000 円	0 円

令和5年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

① 住宅ローンを開始したのが令和4年以降の方は、e-AMANO画面上に記載している「⑧」を「⑥」に置き換えてご確認ください

② 「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除率」を入力してください

③ 「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(最高額)」を入力してください

居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高 ⑦ 本項目は申告書には欄が存在しない計算用項目となります	17500000 円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高 ⑧ 本項目は申告書には欄が存在しない計算用項目となります	0 円
⑤「住宅借入金等の年末残高高等」	17500000 円	「⑤の住宅借入金等の年末残高高等(最高額)」 申告書の⑤の上部の金額を入力してください 例：(最高4,000万円)	必須 4000 万円
「⑤の年間所得見積額」	7,900,000 円	⑥「特定増改築等の費用の額」	0 円
⑦「特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高高等」	0 円	「⑦の特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高高等(最高額)」 申告書の⑦の上部の金額を入力してください 例：(最高200万円) 令和4年以降の申告書の場合は「0」を入力ください	200 万円
⑧「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」	175000 円	「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除率」 申告書の⑧の左側の項目に記載の割合を入力してください 例：(⑤×1%)	必須 1.00 %
「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(最高額)」 申告書の⑧の真ん中の金額を入力してください 例：(最高400,000円)			必須 400000 円
住宅借入金等特別控除適用数			1

家屋(増改築等含む)と土地の居住者用割合が異なる場合の居住者割合の計算式の表示

管理者特権編集を実行すると、入力可能となりますがここは入力項目ではありませんので、入力しないでください。例外的なケースの際に計算式を参考情報として表示するエリアです。

① ここは入力項目ではありません。例外的なケースの際に計算式を参考情報として表示しています

例2:取得対価は「住宅のみ」、年末残高は「住宅及び土地等のみ」

■住宅借入金等特別控除証明書

項目	家屋	土地等
家屋／土地等の取得対価の額	口: 30,000,000 円	ホ: -
家屋／土地等居住割合	ハ: 100%	ヘ: -

■住宅借入金等特別控除申告書

項目	㉠住宅のみ	㉡土地等のみ	㉢住宅及び土地等のみ
① 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	-	-	12,000,000 円
② 住宅借入金等の年末残高	-	-	12,000,000 円
③ ②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額 のいずれか少ない方の金額	-	-	12,000,000 円
④ ③x[居住用割合]	100% / -	-	同じ割合になります 100%



■住宅借入金等特別控除申告書

項目	㉠住宅のみ	㉡土地等のみ	㉢住宅及び土地等のみ
⑤ 住宅購入等の年末残高等	-	-	12,000,000 円



承認画面上で「管理者特権編集」ボタンを押下しますと控除額計算欄が手修正可能になりますので、こちらへ計算結果を入力します。

控除額計算

以下は、入力した値を基に算出しています

項目	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等
①「新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高」	0 円	0 円	12000000 円	0 円
「①内の連帯債務による借入金の額」	0 円	0 円	0 円	0 円
②「住宅借入金等の年末残高」	0 円	0 円	12000000 円	0 円
「②の連帯債務割合」	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
③「②と証明事項の取得対価の額または増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額」	0 円	0 円	12000000 円	0 円
「④の居住割合」	0.00%	0.00%	100.00%	0.00%
④「③X居住割合」	0 円	0 円	12000000 円	0 円

令和5年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書を見ながら入力してください。詳細は[こちら](#)

① 住宅ローンを開始したのが令和4年以降の方は、e-AMANO画面上に記載している「⑧」を「⑥」に置き換えてご確認ください

② 「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除率」を入力してください

③ 「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(最高額)」を入力してください

居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高 <small>④ 本項目は申告書には欄が存在しない計算用項目となります</small>	12000000 円	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高 <small>④ 本項目は申告書には欄が存在しない計算用項目となります</small>	0 円
⑤ 「住宅借入金等の年末残高等」	12000000 円	「⑤の住宅借入金等の年末残高等(最高額)」 申告書の⑤の上部の金額を入力してください 例：(最高4,000万円)	必須 4000 万円
「⑤の年間所得見積額」	7,900,000 円	⑥ 「特定増改築等の費用の額」	0 円
⑦ 「特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等」	0 円	「⑦の特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(最高額)」 申告書の⑦の上部の金額を入力してください 例：(最高200万円) 令和4年以降の申告書の場合は「0」を入力ください	200 万円
⑧ 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」	120000 円	「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除率」 申告書の⑧の左側の項目に記載の割合を入力してください 例：(⑤×1%)	必須 1.00 %
「⑧の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(最高額)」 申告書の⑧の真ん中の金額を入力してください 例：(最高400,000円)			必須 400000 円
住宅借入金等特別控除適用数			1

管理者特権編集を実行すると、入力可能となりますがここは入力項目ではありませんので、入力しないでください。例外的なケースの際に計算式を参考情報として表示するエリアです。

④ ここは入力項目ではありません。例外的なケースの際に計算式を参考情報として表示しています